

(仮 訳)

フィードバック・ステートメント
ディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいか—
のれんの会計処理及び開示」に対する回答

ASBJ

EFRAG

OIC

イントロダクション	3
このディスカッション・ペーパーをなぜ作成したのか.....	3
関係者からの回答.....	3
本フィードバック・ステートメントの目的及び使用	4
寄せられた回答の要約.....	4
回答の分析.....	6
コメント提出者からの全般的なコメント	6
質問 1.....	6
質問 2.....	10
質問 3.....	12
質問 4.....	15
質問 5.....	17

イントロダクション

2014年7月に、企業会計基準委員会(ASBJ)、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)、イタリアの基準設定主体(OIC)は、のれんの会計処理及び開示に関するディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいか」(リサーチ・グループにより執筆)を公表した。2014年11月30日までコメントを求めた。

ASBJ、EFRAG及びOICは、今回、受け取った主要なコメントを記載したフィードバック・ステートメントを公表している。

このディスカッション・ペーパーをなぜ作成したのか

2013年に、国際会計基準審議会(IASB)は、IFRS第3号「企業結合」に関する適用後レビュー(PIR)に着手し、のれんに関する会計処理及び開示の要求事項はより一層の検討に値するという共通の見解が欧州、日本及び他の地域にあることが明らかになっている。

これを考慮して、ASBJ、EFRAG及びOICは、この領域に関するリサーチを実施するためのリサーチ・グループを結成した。最初のステップとして、リサーチ・グループは、減損のみのアプローチがもたらす情報の有用性及び減損のみのアプローチを適用する際の情報の作成と監査に係る課題に関する見解を求めため、アンケート調査を実施した。結果として、リサーチ・グループは、減損のみのアプローチによる情報の有用性を多数の関係者が疑問視していることを知った。また、作成者及び監査人が、IAS第36号「資産の減損」に従った減損テストのコストと主観性及び減損損失が適時な方法で認識されているのかどうかについて懸念していることも発見した。

この発見事項に基づき、リサーチ・グループは、欠点を改善するために考えられるアプローチを検討した。ASBJ、EFRAG及びOICは、リサーチの結果をディスカッション・ペーパー(DP)の形で公表することを決定した。その目的は、IASBが基準設定に関する取組みを正式に検討する前に、この重要な主題に関しての議論を促し進展させることであった。DPに記載されている見解は、リサーチ・グループのみの見解である。

関係者からの回答

DPに対して29通のコメントレターが寄せられた。コメント提出者の一覧を本フィードバック・ステートメントの付録に示している。寄せられたすべてのコメントレターは、ASBJ及びEFRAGのウェブサイトですべて入手可能である。

本フィードバック・ステートメントの目的及び使用

本フィードバック・ステートメントは、受け取った回答の正式な記録として作成されており、のれんの会計処理及び開示に関する将来の作業へのインプットとして ASBJ、EFRAG 及び OIC が使用することになる。本フィードバック・ステートメントは、関係者から受け取ったメッセージを要約するとともに、識別した主要なテーマに言及している。

本フィードバック・ステートメントは DP と併せて読まれることを想定している。DP は、ASBJ、EFRAG 及び OIC のウェブサイトですべて入手可能である。

寄せられた回答の要約

のれんの償却の再導入

大半のコメント提出者は、取得したのれんに関する減損のみのモデルは、のれんの事後測定に対する最も適切な解決策を提供していないという DP の主要な結論に同意した。これらのコメント提出者は、**のれんの償却を再導入すべきである**というリサーチ・グループの予備的見解に同意したが、同時に、コメント提出者は、減損テストを改善する分野があることを指摘した。この事項にコメントするにあたり、彼らは、さまざまな理由に言及した。これには、償却は、企業結合で取得した経済的資源の消費を合理的に反映し、取得したのれんのコストをその消費期間に配分することなどが含まれていた。

それでも、これらのコメント提出者は、IASB が最長の償却期間を示すべきかどうかに関して意見は分かれていた。一部のコメント提出者は、のれんの耐用年数を決定する際には、主観性及び高いレベルの判断が必要であることを承知していた。しかし、彼らは、主観性及び判断のレベルは、減損テストの場合よりも高くはないと考えていた。全般的には、のれんの償却を支持したコメント提出者は、取得したのれんの耐用年数を作成者が決定するのに役立つガイダンスを IASB が開発すべきであると考えていた。

これに対して、現行の減損のみのアプローチを支持したコメント提出者(主に利用者)は少数であった。これらのコメント提出者は、償却モデルは全く意味がなく、財務諸表利用者にとって有益とならないと説明した。

IAS 第 36 号のガイダンス及び開示の改善

多数のコメント提出者は、減損のみのアプローチは実務上課題となっており、IAS 第 36 号のガイダンスには改善の余地があると考えていた。これらのコメント提出者は、

現行アプローチに関する多くの困難を識別しており、何を改善すべきなのかに関していくつかの提案を提供した。

減損テストに関する開示要求を改善する必要があるかどうかに関する質問において、コメント提出者の見解には両論があった。改善の余地があると考えた者もいれば、そう考えなかった者もいた。ただし何れに関わらず、コメント提出者は、追加的な開示要求を検討する場合には、すでに広範であると考えられている開示要求の全体的な量を踏まえて検討すべきであると強調した。

さらに、多数のコメント提出者が、IASB が償却を再導入する場合には、のれんの減損テストの目的適合性が大幅に減少し、したがって、ガイダンス及び開示を改善する必要性は大幅に減少するであろうと強調した。

無形資産の償却及び無形資産をのれんと区別して認識すること

多数のコメント提出者は、IASB が取得したのれんの償却を再導入する場合には、実質的にすべての無形資産（耐用年数を確定できない無形資産を含む）に同様の要求事項を設けるべきであると考えていた。また、彼らは、IASB が企業結合において無形資産を区別して識別するという要求を再検討することを提案した（特に、IASB が、取得したのれんの償却に関する要求を再導入することを決定する場合）。

回答の分析

コメント提出者からの全般的なコメント

多数のコメント提出者は、DP を歓迎するとともに、のれんの適切な会計処理及び関連する開示についての議論を促進するという ASBJ、EFRAG 及び OIC の取組みを支持した。これらのコメント提出者の一部は、「減損のみ」のアプローチと「償却及び減損」アプローチの長所と短所についてより一層の教育及び調査研究を歓迎するとした。

1 名のコメント提出者は、ASBJ、EFRAG 及び OIC に、まもなく行われる予定の 2015 年のアジェンダ協議の前に DP の最終的な結論を IASB と共有するように促した。

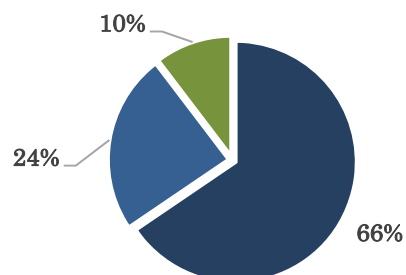
質問 1

のれんを資産として認識し、その後の期間にわたり償却するという要求事項を設けるべきであることに同意するか。同意する場合、次のどの理由で償却を支持するのか。

- (a) 取得日時点で存在しているのれんは、時の経過に応じて消費され、自己創設のれんに置き換わる。したがって、のれんは、企業を取得するコストの一部としてその後の期間に配分すべきである。
- (b) 減損のみのモデルは、減損テストにおける仮定の使用（将来キャッシュ・フロー、永続的成長率、割引率）が多いため、十分な信頼性がない。
- (c) のれんの償却は、減損テストと相まって、より適切なコストと便益のバランスを達成する。

質問 1 に対して受け取ったフィードバックは次の区分に分けられる。これらの各区分について下記でさらに記述している。

- のれんの償却アプローチを支持 (66%)
- 両方のモデルをさらに検討すべき (24%)
- 減損のみのアプローチを支持 (10%)



のれんの償却を支持

大半のコメント提出者が、のれんの償却の再導入に関するリサーチ・グループの予備的見解を支持した。これらのコメント提出者の多くが、作成者及び作成者の企業団体であった。

これらのコメント提出者は、概念的観点とコストと便益の観点の両方で好ましいという理由で、のれんの償却モデルを再導入すべきであると考えていた。全体的に、彼らの見解は次のようなものであった。

- 取得したのれんは「いずれ価値が減少する」ものであり、のれんの償却アプローチによって定期的な費用を生じさせる（潜在的な後の一回の減損損失を生じさせない）。こうした会計処理は、企業結合で取得した経済的資源の消費を合理的に反映し、取得したのれんのコストをその消費期間に配分する。
- のれんの償却により、コストの費消を、取引による便益に対応させることが可能となる。
- のれんは時の経過に応じて消費され、自己創設のれんに置き換わる。
- のれんの償却は、他の無形資産及び有形固定資産の処理と整合的となる。
- 減損テストは複雑であり、重大な判断を伴う。コメント提出者は、「減損テストには固有の重大な不確実性と判断」があり、償却により財務情報の十分な検証可能性と信頼性を提供することができると付け加えた。
- 減損は一般的に適時に報告されておらず、したがって、マーケットに新しい情報を提供しない（すでに株価に織り込まれていることが多い。）
- のれんの償却は、ボラティリティと経営者の裁量を減少させる。
- 報告企業には、償却の対象となる他の無形資産に対価を配分しないようにするインセンティブがなくなる。

- のれんの償却は、報告企業にとってより運用し易く、コストと便益のバランスを改善する。
- のれんの償却により、資産合計に対するのれんの規模が抑えられることになる。
- 減損のみのアプローチは、「すでに損失を経験している企業の報告利益を悪化させる」ことが多く、これによりプロシクリカル（景気循環増幅的）な影響を及ぼすことになる。

これらのコメント提出者の一部は、のれんの耐用年数を決定することは主観的であり難しいことを承知していた。それでも、主観性及び判断のレベルは、減損テストよりも高くはないとの言及があった。一部のコメント提出者は、次のようなものなど、償却期間の長さの決定に役立つ可能性がある要素があると考えていた。

- 取得企業単独の、理論的なリターンを上回る超過リターンを稼得すると予想する期間
- 投資の予想回収期間
- 主たる識別可能な長期性資産の耐用年数
- 取引の価格付けに用いた経済的仮定
- 業種（例えば、ハイテク・セグメントには3年から5年というより短いライフサイクルがある一方、製薬は10年から15年というより長いサイクルがある。）

減損のみのモデルを支持した1名のコメント提出者は、償却に賛成する概念的な議論もあり、最善の解決策は、被取得企業のその後の業績に関する情報を提供することであると指摘した。

減損のみのモデルを支持

多くのコメント提出者（主に利用者）は、のれん償却の再導入には同意せず、減損のみのアプローチの方が概念的に堅牢で、経済的実態や予想される将来の経済的便益に関して目的適合性のある情報を利用者に提供すると考えていた。これらのコメント提出者は、どのように投資が稼働しているのかに関係なく、のれんを一定の期間にわたり安定的に減額することは、「全く意味のない情報」と「過度に慎重な収益性の測定値」をもたらすことになるかと主張した。また、一部のコメント提出者は、減損が小さくなると、減損によって将来の見通しに関して通常伝えられる可能性がある潜在的に有用な情報に、投資者の注目が向かなくなる可能性が高まると指摘した。さらに、コメント提出者は、次のように考えていた。

- 大半のアナリスト及び投資者は、(のれんの償却が IFRS に再導入される場合には) 引き続き、のれんの償却額を除外した利益測定値に目を向けるであろう。
- 利用者は償却額を無視し、「のれん前利益」(EBG) を算出するため、償却額を利益に足し戻すであろう。これは非常に幅広く行われている実務であり、EBG はトムソン・ロイターなどの一般的に認知されている情報提供企業が使用する標準的な指標である。
- のれんを償却すると「投資を費用と混同させる」。多くの企業結合では、取得コストの大部分がのれんである。これは投資として扱われており、投資の価値が必ずしも時とともに低下するとは限らない。その価値を定期的に再評価して、必要な場合に、評価減すべきである。
- 減損は、経営者が行った投資について正式に説明責任を負うことができるようにする、受託責任の観点から有用である。
- ほぼすべての取得は、取得した活動を不確定の期間にわたり継続するという意図に基づいて行われるため、のれんの償却には概念的な欠陥がある。
- のれんに含まれているいくつかの要素の耐用年数は確定できない。(例えば、シナジー又は市場へのアクセス)
- 減損のみのアプローチは、「投下資本利益率」や「使用資本利益率」に関する有用な情報を提供する。

これらのコメント提出者の一部は、は、減損テストには重大な判断とコストが必要となることを承知していた。

さらなる調査研究を支持

ある専門家団体は、そのメンバーの見解は分かれていると説明し、このトピックに関するさらなる教育及び調査研究を提案した。

ある監査法人は、現在のモデルの概念的な利点を認識していたが、作成者にとってのコストについて、懸念を有していた。このため、このコメント提出者は、IASB が、企業結合の会計処理に関する審議を再開し、のれんの減損の価値関連性を再検討することを促した。

3名の他のコメント提出者は、のれんの会計処理は精密な科学ではなく、現段階で2つの選択肢に限定することはできないと考えていた。これらの回答者のうちの2名は、非公開会社に対する FASB の解決策 (のれんの償却を認めている)、並びに、FASB がこれを公開会社にまで拡大する可能性を現在分析しているという事実に言及した。1名

のコメント提出者は、のれんの会計処理は、「概念フレームワーク」に関する現在の議論を踏まえて（特に、慎重性に関する IASB の議論の中で）検討すべきであると付け加えた。この者は、償却及び減損モデルにより、のれん（資産）を一定期間にわたり消費させることが可能となり、また、減損テストに固有の不確実性が減少するので、より慎重なアプローチであるという見解を有していた。

質問 2

のれんを償却するという要求事項を設けるとした場合、IASB が次のことを行うべきだと考えるか。

- (a) 償却期間をどのように決定すべきかを示す。
- (b) 最長の償却期間を示す。
- (c) 企業がどのように償却期間を評価すべきか（例えば、予想される回収期間又は主たる資産の耐用年数への参照）に関するガイダンスを示す。
- (d) 企業が適切と考える償却期間を選択することを認める。

見積耐用年数にわたるのれんの規則的な償却を支持

大半のコメント提出者は、見積耐用年数にわたるのれんの規則的な償却におおむね同意した。

それらのコメント提出者の中の多数は、リサーチ・グループの予備的見解である、取得したのれんの耐用年数を見積るためのガイダンスの必要性におおむね同意し、取得したのれんの耐用年数を作成者が決定するのに役立つガイダンス（例えば、企業が考慮すべき要因）を IASB が開発すべきであると考えていた。

1名の他のコメント提出者はさらに、見積耐用年数及び償却方法は必要な場合には見直すべきであり、変更は IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って会計処理すべきであると述べた。1名の他のコメント提出者は、企業はのれんの耐用年数及びそれをどのように決定したのかを開示すべきであると付け加えた。

最長の償却期間を示した上でのれんを償却

多数のコメント提出者は、最長の償却期間を設けることを支持した。特に、1名のコメント提出者は、「最長の期間のある、見積耐用年数にわたる規則的な償却は、概念的

な健全性と運用可能性との間での適切なバランスを許容可能なコストで提供する」と強調した。

しかし、最長の償却期間は何年とすべきかに関して、これらのコメント提出者の意見は分かれていた。これらのコメント提出者は、概算ではあるが、のれんが 10 年から 20 年以上も存続するとは予想しておらず、したがって、最長期間は 10 年から 20 年の間で設定すべきであるとしていた。しかし、コメント提出者はさまざまな見解を示しており、次のように述べていた。

- IASB は、償却期間は 10 年を超えるべきではないという反証可能な推定を設けるべきである。
- IASB は、償却期間を 15 年又は 20 年に限定すべきである。
- IASB は、10 年から 20 年の間で最長の償却期間を設けるべきである。
- IASB は、20 年という最長の償却期間を示すとともに、反証可能な推定を設けるべきである。
- のれんは特定の場合においては耐用年数を確定できない可能性がある。
- IASB は、5 年から 20 年など、ある範囲を設定する可能性を検討すべきである。企業が、その範囲に入らない耐用年数を選択する場合には、使用した判断及び主要な仮定を開示するように企業に求めるべきである。

1 名の他のコメント提出者は、EU 指令 2013/34 にはのれんの最長の償却期間が含まれていることを強調するとともに、IASB がこの領域における米国の動向についても考慮するように促した。

最長の償却期間を示さずのれんを償却

多くのコメント提出者は、IASB が、最長の償却期間を示すことはせずに、企業が適切と考える償却期間を選択することを認めるべきであると考えていた。これらのコメント提出者は、次のように述べていた。

- 取得企業は、一定の期間にわたり追加の利益を受けると予想するので、被取得企業の純資産の公正価値よりも高い金額を支払うことが多い。支払価格を決定するために用いた期間を、のれんの耐用年数の決定にも用いることができる可能性がある。
- すべての状況において目的適合性があるのれんの償却の最長期間を設定することは極めて困難であり、概念的な観点からこうした上限を正当化することは困難である。

- 事業モデルや業種に相違があるため、のれんの最長の経済的耐用年数が経済的実質を反映することにならない。
- 適切な期間は、無形資産の性質又はのれんの基礎となる性質に基づくべきである。

1名のコメント提出者は、取得したのれんには確定できる耐用年数があり、この期間にわたり償却すべきであるという反証可能な推定を設けるべきであると考えていた。企業が、のれんの耐用年数を確定できない又は耐用年数を合理的に見積ることができないと継続的に立証できる場合には、企業に現在のように減損のみのアプローチを適用することを要求すべきである。

償却期間をどのように決定すべきかを示した上でのれんを償却

1名のコメント提出者のみが、IASBがのれんの償却アプローチを再び導入する場合には、特定の償却期間（非常に長いものとすべきではない）を設定すべきであると考えていた。

質問 3

本ディスカッション・ペーパーは、IAS 第 36 号における多くの領域についてガイダンスの改善の必要性を示している。IASB が以下の事項に関してガイダンスの改善ないしは追加的なガイダンスの提供を行うべきだと考えるか。

- (a) のれんの回収可能価額を算定する方法
- (b) 使用価値の適用
- (c) 資金生成単位の識別及び各単位へののれんの配分
- (d) 割引率の選択

ガイダンスの改善ないしは追加が必要ではないと考える場合、当該理由を示していただきたい。改善について具体的な提案がある場合は、その内容を記載していただきたい。

IAS 第 36 号のいくつかの領域のガイダンスの改善を支持

多数のコメント提出者は、IASB がのれんの償却の要求を再導入する場合には、のれんの減損テストの目的適合性が大幅に減少し、したがって、ガイダンス及び開示の改善の必要性は大幅に減少するであろうと強調した。

それでも、多数のコメント提出者は、IAS 第 36 号「資産の減損」のガイダンスには改善の余地があるというリサーチ・グループの予備的見解に同意した。これらのコメント提出者は、現在の減損のみのアプローチに関するいくつかの困難を識別するとともに、何を改善すべきなのかについていくつかの提案を提供した。例えば、コメント提出者は、次のように考えていた。

- のれんの回収可能価額を算定する方法に関するガイダンスを改善すべきである。一部のコメント提出者は、IASB が次のことを行うべきであると考えていた。
 - のれんが配分される資金生成単位の回収可能価額の計算に関連して、「使用価値」と「売却コスト控除後の公正価値」との関係を見直す。
 - のれんの回収可能価額を算定する方法に関して追加的なガイダンスを提供する。
 - 投資の「公正価値」は相場価格のある市場価格を株式数で乗じたものに基づくべきであると結論を下す場合には、上場企業の公正価値は個々の株式の総額を超えるべきではない旨を明確化する。
- 使用価値を適用する方法に関するガイダンスを改善すべきである。特に、一部のコメント提出者は、IASB が次のことを行うべきであると考えていた。
 - 経営者が、ターミナル・バリュー、ゴードン成長モデル、EVA、マルチプル法などの手法を含め、さまざまな評価技法を使用することを認める。
 - 永続的 (terminal) 成長率について信頼性のある情報源を示すことによって、厳格な割引キャッシュ・フローモデルの適用を確保する。
 - どのような場合に将来の投資が資産の性能を向上する（こうした投資は予想キャッシュ・フローから除外すべき）のか、あるいは、維持管理とみなされるのかを示す。
 - 使用価値の適用に関する追加的なガイダンスを提供する。
 - 資金生成単位が事業を構成する場合、向上又は拡張を将来キャッシュ・フローの予測から除外するガイダンスを削除するか、又は新規事業に係る将来キャッシュ・インフロー及びアウトフローのみを除外すべきである旨を明確化する。
- 資金生成単位の識別及び各単位へののれんの配分に関するガイダンスを改善すべきである。これらのコメント提出者は、次のように考えていた。
 - 配分が完了していない期間における減損テストの要求事項の適用方法が明確

でない。資金生成単位と内部でモニターしている報告単位との関係を企業が明確化しなければならない場合には有用となる。

- 資金生成単位の識別に関して、より多くのガイダンスが必要である。
- 各資金生成単位へののれんの配分は、一層の調査が必要な論点の一つである（特に、事業の再構築がある場合）と考えられる。
- *割引率の選択に関するガイダンスを改善すべきである。これらのコメント提出者は、次のように考えていた。*
 - 割引率に関するガイダンスは、反復的で広がりのある困難な論点であり、IFRSで割引が要求されるすべての領域を扱って「全体的に」改善すべきものである。例えば、コメント提出者は、IASBは割引率に関して税引前ベースと税引後ベースの数値の使用について議論して欲しいと考えている。
 - IASBは、同基準の中で一定のパラメーターを設定することを検討すべきである。
- *IAS第36号を見直す際にいくつかの他の側面を検討する。特に、次のものについて言及があった。*
 - IAS第36号は、投資がどのように回収されるのかに関する経営者の予想を考慮に入れていない。
 - IAS第36号のガイダンスを見直す際には、取得した資産及び負債の現在の公正価値測定も共に見直すべきである。
 - 同基準には、価値の恒久的損失を評価するための単純化したアプローチを設けることができるだろう。（例えば、イタリア基準OIC第9号）
 - IASBは、US GAAPの要求事項と同様に、定性的評価によって減損の可能性が示されている場合にのみ、減損テストを要求すべきである。

IAS第36号の現在のガイダンスを支持

ごく少数のコメント提出者は、IAS第36号は十分なガイダンスを提供していると考えていた。1名のコメント提出者は、「テストの実施が、取得した事業の業績及びCGUの業績を経営者が検討する方法を反映するよう確保するために、判断の余地を残すべきである」と考えていた。1名の他のコメント提出者は、回収可能価額を公正価値とするように要求することとなる追加的なガイダンスの導入には賛成しなかった。上場企業については、株式の価値は、短期的なマーケットの予想に影響を受けるものであり、した

がって、企業の実際の価値を正確に表さない可能性があるからである。

のれん償却アプローチを再導入した場合の減損テストの頻度

一部のコメント提出者は、(毎年の減損テストを要求するのではなく) 減損が発生しているという証拠又は兆候がある場合に限り、企業に減損テストを行うことを要求すべきであると考えていた。

一部のコメント提出者は、償却期間が 10 年を超えるか又は基準で設定している範囲に含まれていない場合にのみ、企業が毎年の減損テストを実施すべきであると考えていた。

質問 4

本ディスカッション・ペーパーは、のれんの減損テストに関して、いくつかの考え得る新しい開示を示している。この点について、次のために IASB が要求事項の改善を検討すべきだと考えるか。

- a) 利用者がモデルの堅牢さと企業の現在の仮定を理解するのに役立つ。
- b) 企業による過去の仮定の「合理性」に対する確認を提供する。
- c) 利用者が将来の減損を予測するのに役立つ。

減損テストに関する開示の改善を支持

多くのコメント提出者は、現行の開示要求への考えられる改善を評価するリサーチ・グループの取組みを歓迎するとともに、改善の余地があると考えていた。特に、これらのコメント提出者は、次のように述べていた。

- まずは減損テストに関する利用者の情報ニーズを理解したうえで、IAS 第 36 号及び IFRS 第 3 号の現行の開示の有用性に関して見直すことが重要である。
- それぞれの主要な仮定に割り当てられた価値及び感応度を開示することは、企業に重大な事業上の損害をもたらす可能性がある。
- 減損テストの透明性を高めるとともに、企業の仮定や実際の結果との差異をより適切に理解するために、開示を改善すべきである。1 名のコメント提出者は、資金生成単位へののれんの配分合計の調整表は、IAS 第 36 号の第 87 項で認めている資金

生成単位の変更の場合において、当該情報の有用性を改善することになることから、特に興味深いものであると考えていた。

- 利用者がモデルの堅牢性と企業の現在の仮定を理解するのに役立つ開示があることは有用であろう。
- 開示において、企業の過去の仮定の合理性を確認する情報を提供することは有用であろう。
- 企業は、それぞれの重要な取得について、重要業績評価指標（key performance indicator）を開示し、被取得企業が取得後の3年間、当該指標に照らしどのように実行しているのかを開示すべきである。
- 企業は、貸借対照表ののれんの金額に寄与した重要な取得を開示すべきである。
- 大半の場合に、のれんの減損は予測的なものではなく、特定の企業の見通しの悪化を単に確認するものであり、これはマーケットですでに予想されている。のれんの減損テストが投資者にとってより有用なものにするには、減損テストの結果を可能な限り早い時期に開示すべきである。少なくとも、毎年の減損テストの結果を、予備的な通年の結果とともに公表すべきであり、年次報告書の公表まで待つべきではない。
- 企業は、主要な仮定の変更を説明すべきである。
- 同基準は、開示の目的を含めるべきである。

しかし、多くのコメント提出者は、開示要求を改善するという提案は、開示要求の全体量を踏まえて（多数の関係者が過剰な開示の問題を識別している）、再検討すべきであると考えていた。一部のコメント提出者は、新しい要求事項を導入する前に、コストと便益を分析することの重要性を強調した。

1名のコメント提出者は、IAS第36号の開示要求の改善は、IASBの開示に関する取組みとの関連で対処すべきであると考えていた。

開示の改善は不要

多くのコメント提出者は、開示を改善することが強く必要であるとは考えていなかった。これらのコメント提出者は、IFRS第3号及びIAS第36号の現在の開示要求は非常に広範であり、開示をさらに増やすことから利用者が便益を受けることになるのかどうかを疑問視した。特に、コメント提出者から、次のような見解が示された。

- すべての仮定やWACCに関する詳細な情報を含め、さまざまな資金生成単位の回

収可能価額の計算に関する詳細な開示は、外部に報告すべきものの範囲を大きく超えることになる。

- 予測と実際の結果との差異に関する開示を支持しない（こうした開示は非常に冗長であり、提供することが負担となると彼らは考えているため）。
- 企業結合から生じるシナジーが消費される予想期間を開示することの便益があると考えない。（のれんが実際に当該期間にわたり償却される場合は除く。）
- 将来正味キャッシュ・フロー又は割引率に関する仮定に変更があった場合には、企業はすでに、利用者が潜在的な将来の減損を算定することができるようにするために、感応度分析を提供している。
- 追加的な開示のコストは、利用者に対する便益によって正当化されない。

1 名のコメント提出者は、利用者が将来の減損を予測するのに役立つように、IASB が要求事項を改善することができる実際的な方法があるとは考えていなかった。

のれんの償却を再導入した場合の開示要求

多くのコメント提出者は、償却モデルを再導入する場合には、特にのれんの減損が利用者にとってそれほど重要でなくなることを考えると、開示要求は再検討されなければならないと考えていた。1 名のコメント提出者は、「減損のみのモデル」の適用により、上場企業にとって開示の負担が著しく増加したと述べていた。一部のコメント提出者は、償却モデルを再導入する場合には、のれんの減損に関する開示要求を削減することができるであろうと考えていた。

質問 5

IAS 第 38 号では、耐用年数を確定できない無形資産は償却しないが、少なくとも毎年減損テストを行うことを要求している。のれんを償却するという要求事項を設けた場合、同一の要求事項を、耐用年数を確定できない他の無形資産に拡張すべきだと考えるか。さらに、のれんを償却するという要求事項を設けた場合、無形資産をのれんと区別して識別するという現行の要求事項を再検討すべきだと考えるか。再検討すべきと考える場合、どのようにすべきか。

耐用年数を確定できない無形資産の償却

多数のコメント提出者は、IASB がのれんの償却を要求するのであれば、同じ要求事項を、耐用年数を確定できない他の無形資産に適用すべきであると考えていた。1名のコメント提出者は、のれんと耐用年数を確定できない無形資産は類似した資産であり、その境界線が必ずしも明確であるとは限らないと述べていた。1名のコメント提出者は、のれんに対する同じアプローチをいくつかの（ただし、すべてではない）他の無形資産に適用することが合理的であろうと考えていた。

対照的に、一部のコメント提出者は、同一の要求事項を耐用年数を確定できない他の無形資産にまで拡張するべきでない又はその必要はないと考えていた。1名のコメント提出者は、のれんの償却に反対するのと同じ主張が、ブランド、商標権及び顧客リスト（これらは、取得が行われた場合にのみ認識される）など、一定の無形資産の償却にも当てはまると考えていた。このコメント提出者は、定義することが困難な資産や耐用年数を確定できない無形資産（ブランドや顧客関係など）は、のれんに含まれており、定期的な償却ではなく、減損テストの対象とする方を選好している。

ごく少数のコメント提出者は、この論点に関して見解が分かれていることを承知していた。したがって、これらのコメント提供者のうちの1名は、のれんと耐用年数を確定できない無形資産の会計処理についてIASBがさらに議論する必要があると考えていた。こうした議論には、のれんと耐用年数を確定できない無形資産とに同一のアプローチが必要なのかどうかに関する検討を含むべきである。

無形資産をのれんと区別して認識すること

多数のコメント提出者は、IASB が、無形資産を別に認識する現在の要求事項を再検討すべきである（特に、IASB がのれんの償却を再び導入する場合には）と考えていた。これらのコメント提出者は、現在の要求事項に関して多くの困難を識別しており、何を改善すべきなのかに関していくつかの提案を提供した。一般的に、コメント提出者は、いくつか特定の無形資産（顧客関係、顧客リスト、ブランドなど）を区別して識別することについて、次のような理由により懸念を有していた。

- 同様の自己創設無形資産を認識することはできない。
- これらの公正価値を入手するためには多額のコストが企業に生じる。
- 減損テストは非常に問題がある。
- 当該無形資産には活発な市場がない。
- 利用者はこうした項目を区別して認識することに利点があると考えていない。
- 無形資産をのれんと区別して認識することに伴う計算・実行は、複雑で、非常に判

断に依存し、会計上の理由のためだけに行われている。

コメント提出者が行った提案とは、特に、次のようなものである。

- 報告企業は、無形資産をのれんと区別して識別することに関する利用者にとっての便益が作成者にとってのコストを上回るのかどうかについて判断を行使するが認められるべきである。
- 無形資産をのれんと区別して認識するのは、このように区別することが、経営者がこうした無形資産の価値を回収することを意図している方法を反映する場合のみとすべきである。そうでなければ、企業結合で通常認識される無形資産の大部分をのれんに含めることが有用であろう（商標権及び他の類似の資産を除いて）。
- 耐用年数を確定できる（できない）無形資産の将来の経済的便益を信頼性をもって測定できない場合には、こうした無形資産を区別して認識すべきではなく、のれんの金額に含めるべきである。
- IASB は、取得を通じてのみ創出される、耐用年数を確定できない無形資産（すなわち、顧客リストやブランドなど）を区別して認識することを要求すべきではない。
- 無形資産を区別して認識することに関する要求事項を単純化すべきである。こうした単純化は、実務上の便法の導入か又は企業結合に対する強制的な特定のルールの導入のいずれかによって、行うことができるであろう。

対照的に、少数のコメント提出者が、無形資産をのれんと区別して認識することに関する現在の要求事項を支持した。これらのコメント提出者は、企業が企業結合の全体像を提供したいと考え、企業結合を通じて取得されたさまざまな識別可能資産を貸借対照表に適切に表示したいと考えている場合には、無形資産をのれんと区別して認識することは避けることはできないだろうと考えていた。1名のコメント提出者は、無形資産をのれんと区別して認識することに関する現在の要求事項が削除され場合には、「のれんが多額になりすぎる」というリスクがあると指摘した。1名の他のコメント提出者は、無形資産をのれんと区別して認識することは、経営者の企業結合に対する意図、及び取得した資源が無形資産としてより明確に財務諸表に反映されることから、財務諸表利用者に有用な情報を提供すると考えていた。

付録 1 — コメント提出者の一覧

回答者	国	属性
ACTEO	フランス	企業団体—作成者
Associazione Italiana Degli Analisti Finanziari	イタリア	利用者と構成される専門家団体
Astaldi	イタリア	ヨーロッパの会社—作成者
Austrian Financial Reporting and Auditing Committee	オーストリア	会計基準設定主体
Autorité des normes comptables	フランス	会計基準設定主体
Business Europe	ヨーロッパ	企業団体—作成者
CFA Society	英国	利用者と構成される専門家団体
CRUF	グローバル	利用者と構成される専門家団体
Deloitte Touche Tohmatsu Limited	グローバル	監査法人
Deutsche Telekom AG	ドイツ	ヨーロッパの会社—作成者
Dutch Accounting Standards Board	オランダ	会計基準設定主体
ENEL	イタリア	ヨーロッパの会社—作成者
Federation Bancaire Francaise	フランス	企業団体—作成者
FEE	ヨーロッパ	会計士で構成される専門家団体
French Society of Financial Analysts	フランス	利用者と構成される専門家団体
German Insurance Association	ドイツ	企業団体—作成者
ICAEW	英国	会計士で構成される専門家団体
Institute of Chartered Accountants of Pakistan	パキスタン	会計士で構成される専門家団体
Instituto de Contabilidad y Auditoria de Cuentas	スペイン	会計基準設定主体
Insurance Europe	ヨーロッパ	企業団体—作成者

Intesa San Paolo	イタリア	ヨーロッパの会社－作成者
日本経済団体連合会	日本	企業団体－作成者
Societe Generale	フランス	ヨーロッパの会社－作成者
Swedish Enterprise Accounting Group	スウェーデン	企業団体－作成者
Swedish Financial Reporting Board	スウェーデン	会計基準設定主体
The 100 Group	英国	企業団体－作成者
日本公認会計士協会	日本	会計士で構成される専門家団体
日本証券アナリスト協会	日本	利用者と構成される専門家団体
UniCredit	イタリア	ヨーロッパの会社－作成者